農産物検査に関する事務処理要領改正の概要

１　改正の趣旨

農産物検査に関する基本要領（平成21年５月29日付け21総食第213号農林水産省総合食料局長通知）の改正に伴い、農産物検査に関する事務処理要領の一部を改正する。

２　主な改正内容（令和７年4月要領改正（新旧対照表）を参照）

　・農産物検査業務規定　農産物検査の結果の通知等

　・別紙４　農産物検査の結果報告マニュアルの報告様式の変更

３　施行期日等

この要領は令和７年　月　日から施行し、令和７年３月３１日から適用する。